

平成30年度決算における資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年10月8日

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団
企業長 小嶋 崇嗣

記

会計の名称	資金不足比率	法が定める経営健全化基準
水道事業会計	—	20%

資金不足がないため、「—」で表示しています。

(注) 資金不足比率とは、資金の不足額が事業の規模に対して、どのくらいの割合になるかを示す比率で、地方公営企業の経営状況を表す指標です。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

資金不足比率の算定

資金不足比率（法適用企業）＝資金の不足額／事業の規模